

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

枚方市立春日小学校

はじめに

本校は、「枚方市いじめ防止基本方針(概要版を含む)」(以下、枚方市方針)に記載の考え方や取組をもとに、いじめに対応する。本方針では、枚方市方針と同様のことはできる限り記載せず、具体的な対応や考え方等を簡潔に記載することで、教職員だけでなく、児童とその保護者、地域の方々とも考え方を共有しやすくするとともに、いじめに対して、より早く、実効的に取り組むことを目的として作成した。

1. 基本理念

「互いのよさ、ちがいを認め合い、ともに学び、ともに育つ」という基本理念のもと、いじめは、「重大な人権侵害事象である」という認識で対応する。

2. いじめの定義の基本的な解釈

当該児童と一定の人間関係がある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為によって、当該児童が心身の苦痛を感じているもの(SNSを含む)

3. いじめの態様(ここに挙げていないことでも、心身の苦痛を感じるものは、いじめに当てはまる)

嫌なことを言われる 仲間外れ・無視 軽くぶつかられる・叩かれる 遊ぶふりをして蹴られる 等

4. 具体的な事例

「AがBに悪口を言った。Bが怒り、Aを殴ったことをきっかけに喧嘩になり、互いに苦痛を感じている。」

→AとBそれぞれを被害児童としての「いじめ2件」となる(1つの事案でも、被害児童が複数名いる場合がある)。

・Aには、悪口を言ったことと、その後の喧嘩について指導する(悪口を言った背景を聴く)。

・Bには、悪口を言われた思いは傾聴しつつ、だからと言って殴っていいわけではないことを指導する。

*いじめられる(何かされる)側にも責任があるという解釈ではない。

5. いじめの未然防止

・「いじめられたら(何かされたら)やり返す」を許さない。

「何かされたら、やり返していい」という考え方は、負の連鎖を生み、重大な事象につながる可能性があると考ええる。

・年度当初の周知(児童や保護者、地域の方々)

入学式や始業式、ブログ等を通じて、いじめについての考え方や窓口を周知

・いじめアンケートの実施

学期に1回以上、実施する。必要な場合は、その都度実施し、情報を集める。

・いじめ防止対策委員会の実施(年度当初と各学期末、年間4回)

校長、教頭、生徒指導主担者、人権教育担当者、各学年主任、養護教諭、心の教室相談員を基本の構成員とする。

(在籍する場合)首席、指導教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(緊急の場合)当該学年と管理職等、直ちに参集できる教職員等で実施し、迅速に対応する。

・様々な行事や取組、校内研修、研究授業等の実施

「互いのよさ、ちがいを認め合い、ともに学び、ともに育つ」を意識した仲間づくりを常に意識して取り組む。

6. いじめの発見、対応

・いじめは、「いつでも、誰にでも起こりうる」との認識のもと、早期発見を心がける。

・発見後は「枚方市立春日小学校 いじめ対応マニュアル」に則って対応し、一人で抱え込まない。(組織的な対応)

・関係児童には支援・指導。その保護者とも情報を共有し、一定の解決をめざす。(法的な解消は、3カ月を目安)

・重大ないじめ事案等は、警察等と連携する場合がある。(文部科学省 令和5年2月7日通知)

7. いじめの解消

・被害児童に直接確認することを基本とするが、「何か気になることがあれば先生に言いに来てね」等のメッセージを定期的に全体に周知し、様子を見るなど、3カ月を目安として、解消を確認する。